

医療・社会福祉施設を耐震化したい

No.23

厚生労働省

資金融資

(開始年度) 昭和40年度

支援の名称

社会福祉施設等の耐震化

制度の
趣旨・背景

大規模災害による施設の倒壊等を未然に防ぐ耐震化を含めた社会福祉施設等を整備するため、(独)福祉医療機構において低金利かつ長期の貸付を行います。

制度の
内容

■ (独)福祉医療機構による耐震化・高台移転整備・スプリンクラー等消防用設備整備の融資優遇

	社会福祉施設	医療施設
融資率	70~80% → 95%	70~80% → 95%
利率優遇	(耐震化、スプリンクラー等) <国庫補助金等の交付を受ける整備> 基準金利同率 (据置期間中は無利子) <上記以外の整備> 基準金利同率 (高台移転等) <国庫補助金等の交付を受ける整備> 全期間無利子 <上記以外の整備> 基準金利同率	(耐震化、スプリンクラー等) <国庫補助金等の交付を受ける整備> 基準金利同率 (据置期間中は無利子) <上記以外の整備> 基準金利同率 (高台移転) <国庫補助金等の交付を受ける整備> <7.2 億円以内> 全期間無利子 <7.2 億円超> 基準金利同率 <上記以外の整備> 基準金利同率

注 社会福祉施設の高台移転に係る二重ローン対策 (返済猶予や償還期間延長等) も実施。

対象と
なる方

社会福祉施設等

問い合わせ
先など

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課
TEL : 03-5253-1111 (内線 2866)